

# 「各種事務事業の取扱い」

## 22 下水道分科会

長岡市・栃尾市合併協議会

項目	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
414	010104	下水道使用料（農業集落排水事業を含む）		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
415	010109	下水道受益者負担金の額		現行どおり	現行どおりとする。
416	010110-1	下水道受益者負担金の規定	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。
417	010115-1	処理区域外の下水排除制度〔工事負担金〕 〔農業集落排水事業を含む〕		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
418	010115-2	処理区域外の下水排除制度〔公共汚水ます〕 〔農業集落排水事業を含む〕		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
419	010112	水洗便所設備改造等工事資金融資制度 〔農業集落排水事業を含む〕	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

414

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)			中項目			小項目			各種事務事業		
2 2 下水道			0 1 公共下水道管理			0 1 公共下水道管理			0 4 下水道使用料 (農業集落排水事業を含む)		
長岡市			中之島町			越路町			栃尾市		
1 一般汚水			1 一般汚水			1 一般汚水			1 一般汚水		
	汚水排出量	使用料		汚水排出量	使用料		汚水排出量	使用料		汚水排出量	使用料
基本料金	8m <sup>3</sup> まで	656円	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,800円	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,600円	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,200円
	10m <sup>3</sup> まで	82円		500m <sup>3</sup> まで	180円		40m <sup>3</sup> まで	155円		30m <sup>3</sup> まで	110円
超過料金	40m <sup>3</sup> まで	126円	超過料金	500m <sup>3</sup> 超	200円	超過料金	100m <sup>3</sup> まで	150円	超過料金	100m <sup>3</sup> まで	100円
(1m <sup>3</sup> につき)	100m <sup>3</sup> まで	148円				(1m <sup>3</sup> につき)	500m <sup>3</sup> まで	145円	(1m <sup>3</sup> につき)	500m <sup>3</sup> まで	95円
	500m <sup>3</sup> まで	169円					500m <sup>3</sup> 超	140円		500m <sup>3</sup> 超	90円
	500m <sup>3</sup> 超	190円									
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 2,710円			・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 4,500円			・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 3,925円			・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 2,850円		
2 一時使用汚水分 297円/m <sup>3</sup>			2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ			2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ					
			※農業集落排水事業はなし。								
三島町			山古志村			小国町			課 題		
1 一般汚水			なし			1 一般汚水			新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。		
	汚水排出量	使用料		汚水排出量	使用料		汚水排出量	使用料			
基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,800円				基本料金	8m <sup>3</sup> まで	1,650円			
							9m <sup>3</sup> から	80円			
超過料金	1m <sup>3</sup> につき	180円				超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)					
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 4,500円						・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 3,010円					
2 一時使用汚水分 なし						2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ					
※農業集落排水事業はなし。											

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

415

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
22 下水道	01 公共下水道	01 公共下水道管理	09 下水道受益者負担金の額	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
市街化区域 368円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域 737円/m <sup>2</sup>	住宅等 220,000円/戸 排水人口50人以上の事業所等 延床面積300m <sup>2</sup> 以上の旅館業等 330,000円/戸	市街化区域 783円/m <sup>2</sup> (661m <sup>2</sup> 上限) 市街化区域外 275,000円/戸	負担区域 610円/m <sup>2</sup>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
市街化区域 700円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域 700円/m <sup>2</sup>		建物延床面積500m <sup>2</sup> 以下 120,000円 その他 180,000円		現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

416

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
22 下水道	01 公共下水道	01 公共下水道管理	10-1	下水道受益者負担金の規定
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 3年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 $\text{期別納付額} \times 0.5 / 100 \times \text{前納月数}$	1 対象者 賦課対象区域にある建物等の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 なし	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 (1) 期別負担金額 $\times 1 / 150 \times \text{前納月数}$ (2) 一括納入の場合は納入金額の2%を(1)に加算	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 $\text{期別納付額} \times 1 / 600 \times \text{前納月数}$	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 (1) 期別負担金額 $\times 1 / 150 \times \text{前納月数}$ (2) 一括納入の場合は納入金額の2%を(1)に加算	なし	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 2年目分: 6%      3年目分: 1.2% 4年目分: 1.8%      5年目分: 2.4%		長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。ただし、既賦課決定した分については現行どおりとする。)

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

417

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
22	下水道	01	公共下水道管理	01	公共下水道管理	15-1	処理区域外の下水排除制度〔工事負担金〕(農業集落排水事業を含む)
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
市街化区域 368円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域 737円/m <sup>2</sup> (下水道受益者負担金相当額)  ※農業集落排水事業については、737円/m <sup>2</sup> のみ)		住宅等 220,000円/戸 排水人口50人以上の事業所等 延床面積300㎡以上の旅館業等 330,000円/戸 (下水道受益者負担金相当額)		市街化区域 783円/m <sup>2</sup> (661㎡上限) 市街化区域外 275,000円/戸 (下水道受益者負担金相当額)  ※農業集落排水事業については、 275,000円/戸のみ		一律 610円/㎡ (下水道受益者負担金相当額)	
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
市街化区域 700円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域 700円/m <sup>2</sup> (下水道受益者負担金相当額)		なし		一律 500,000円		当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

418

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
2 2 下水道	0 1 公共下水道管理	0 1 公共下水道管理	1 5 - 2 処理区域外の下水排除制度〔公共汚水ます〕(農業集落排水事業を含む)

長岡市	中之島町	越路町	栃尾市
1 公共汚水ますの設置 自己負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは市が管理	なし	1 公共汚水ますの設置 自己負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理	1 公共汚水ますの設置 自己負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは市が管理

三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 公共汚水ますの設置 公費負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理  ※農業集落排水事業は、実施していない。	なし	1 公共汚水ますの設置 公費負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理		長岡市の制度に統一する。

